大阪市城東区役所と学校法人大阪信愛女学院との連携協力に関する協定書(案)

大阪市城東区は、地域で暮らし、活動する区民や団体等と力を合わせて、健康で安心して心豊かに生活することができ、本当に住んでよかったと実感できる「ふるさと城東区」の実現に取り組んでいる。学校法人大阪信愛女学院は、創立127年の輝かしい伝統を持ち、昭和7年以来80年の長きにわたり現在の地で教育事業を展開し、幼稚園から小中学校、高等学校、短期大学までの一貫教育を行い、地域社会に貢献している。

これまで、両者の間には、生涯学習・文化事業等の実施に関わって、様々な協力関係が築かれてきているが、今後、この関係をより拡大・深化させ、地域社会のさらなる発展に向けて、ともに連携・協働して取り組むことに合意し、この協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大阪市城東区役所と学校法人大阪信愛女学院が、連携協力して、 取組を進めることにより、城東区民が健康で安心して心豊かに暮らせるまちづ くりに寄与することを目的とする。

(協定事項)

- 第2条 大阪市城東区役所と学校法人大阪信愛女学院は、次の項目について連携協力する。
 - (1) 生涯学習、地域の文化の振興に関すること
 - (2) 区民の健康福祉の向上に関すること
 - (3) 地域コミュニティ・まちづくりの推進に関すること
 - (4) その他、双方が必要と認める事項

(協議事項)

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護 の趣旨を踏まえ、関係法令を遵守し、双方協議する。

(経費負担)

第4条 連携協定に関する経費の負担については、各々の事業ごとに双方が協議して決める。

(期間)

第5条 この協定書の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、双方から改廃の申し出がなければ、引き続き1年更新したものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協定に関する必要な事項は、双方が協議して定める。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、署名捺印の上各1通を保有する。

平成24年2月12日

大阪市城東区役所

区 長 吉 村 浩

学校法人大阪信愛女学院

理事長 縄 田 訷 子